

議案第 65 号

すみだ健康ハウス条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ健康ハウス条例を廃止する条例

すみだ健康ハウス条例（平成 9 年墨田区条例第 24 号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発行されたこの条例による廃止前のすみだ健康ハウス条例（以下「廃止前条例」という。）第 7 条第 1 項の前払式証票は、同日以後においても、すみだスポーツ健康センター条例（平成 11 年墨田区条例第 35 号）第 7 条第 1 項の規定による利用料金の納付に当たり、なお使用することができる。
- 3 この条例の公布の際、現に廃止前条例第 7 条第 1 項の前払式証票に未使用分の額がある場合は、当該額に相当する額を返還することができる。この場合において、返還する額は、当該前払式証票の額面金額から未使用分の額を差し引いた額に 0.9 を乗じて得た額を、当該前払式証票の発行価額から差し引いた額とする。

（提案理由）

すみだ健康ハウスにおける施設詳細調査の結果を踏まえ、高温水の供給状況、施設の利用状況及び施設に係るコストを勘案し検討した結果、区民の健康増進を目的とした保養施設の役割を終えたと判断したため、すみだ健康ハウスを廃止する必要がある。